

○防衛省令第十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百三十六条第三項及び第百四十二条（これらの規定を同令第百四十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月十八日

防衛大臣 浜田 靖一

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第二号中「令」を「自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号。以下「令」という。）」に改める。

第六十条第二項中「自衛隊法施行令」を「令」に改める。

第八十六条の七中「別表第十三、別表第十四及び別表第十五」を「別表第十九、別表第二十及び別表第二十一」に改め、同条を第八十六条の二十三とし、同条の次に次の六条を加える。

（取扱物資の保管を命じた者に対して求める報告の様式）

第八十六条の二十四 法第百三条第十四項の規定により取扱物資の保管を命じた者に対し必要な報告を求めるときは、別表第二十二によるものとする。

（立入検査に係る管理者に対して行う通知の様式）

第八十六条の二十五 法第百三条第十五項の規定により立入検査をする場合において管理者に対して行う通知は、別表第二十三によるものとする。

（身分証明書）

第八十六条の二十六 法第百三条第十六項に規定する証明書は、その職員の所属する行政機関が発行する身分証明書とする。

（関係方面総監等及び関係地方防衛局長の連絡及び協力）

第八十六条の二十七 方面総監等は、法第百三条の規定を実施するため、関係方面総監等及び関係地方防衛局長と緊密な連絡を保たなければならない。

2 方面総監等は、第八十六条の九第四項の規定に基づき関係地方防衛局長に依頼する場合のほか、法第百

三条の規定を実施するため必要と認めるときは、関係方面総監等又は関係地方防衛局長に対し協力を求めることができる。

3 方面総監等は、前項の規定により協力を求める場合には、当該協力に必要な事項を当該協力を求める方面総監等又は地方防衛局長に示すものとする。

4 第二項の規定により協力を求められた地方防衛局長は、積極的に協力しなければならない。

（文書の保存）

第八十六条の二十八 法第百三条第七項本文の規定により公用令書を交付した場合における次の各号に掲げる文書（法第百三条の二第四項の規定により法第百三条第一項から第四項までの規定によりした処分とみなされるものに係る文書を含む。）の保存期間は、法第七十六条第二項又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一项後段の規定による撤収（次項及び第八十八条の十五において単に「撤収」という。）の日の属する会計年度の翌会計年度の四月一日から起算して十年が経過するまでの間とする。

一 処分要請書の写し

二 公用令書の写し

三 公用令書交付前通知書の写し

四 処分取消要請書の写し

五 公用取消令書の写し

2 法第百三条第七項ただし書の規定により公用令書を事後に交付した場合における前項の文書の保存期間は、次の各号に掲げる期間が経過した日のいずれか遅い日までの間とする。

一 撤収の日の属する会計年度の翌会計年度の四月一日から起算して十年

二 法第百三条第七項ただし書の規定により公用令書を事後に交付した日の属する会計年度の翌会計年度の四月一日から起算して十年

（準用）

第八十六条の二十九 第八十六条の六から第八十六条の八まで、第八十六条の九第一項、第八十六条の十三から第八十六条の十五まで、第八十六条の十七から第八十六条の十九まで、第八十六条の二十一から第八十六条の二十三まで及び第八十六条の二十五から第八十六条の二十八までの規定は、法第百三条の二第一

項又は第二項の規定により土地を使用し、又は立木等を移転し、若しくは処分する場合について準用する。
 この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定		読み替えられる字句	
第八十六条の六 第一項	第七十六条第一項の規定により出動	第七十七条の二の規定による措置	
	第一百三条第一項から第四項まで	第一百三条の二第一項及び第二項	
	第二百二十七条	第二百四十三条	
	第一百三条第一項本文及び第二項から第四項まで	第一百三条の二第二項及び第二項	
	要請し、又は法第一百三条第一項ただし書の規定に基づき自ら当該処分を行うほか	要請するほか	
	要請又は実施	要請	

第八十六条の七	令第二百二十八条	令第四百四十四条において準用する令第二百二十八条
	別表第十三その一から別表第十三その七まで	別表第十三その二及び別表第十三その六
第八十六条の八	第百三条第一項本文及び第二項から第四項まで	第百三条の二第一項及び第二項
第八十六条の九	法第百三条第七項本文	法第百三条の二第三項において準用する法第百三条第七項本文
第一項	令第百三十一条各号（第五号を除く。）	令第四百四十四条において準用する令第百三十一条第二号及び第六号
第八十六条の十三（見出しを含む。）	施設、土地等又は物資を出動を命ぜられた自衛隊	土地を措置を命ぜられた自衛隊の部隊等
	法第百三条第六項	法第百三条の二第三項において準用する法第百

		令第三百三十二条第二号
第八十六条の十 八第一項	第七十六条第一項の規定により出勤 を命ぜられた 第八十六条の六	令第四百四十四条において準用する令第三百三十二 条第二号
第八十六条の十 九第一項	第三百三条第一項本文及び第二項から 第四項まで	第三百三条の二第一項及び第二項
第八十六条の二 十一及び第八十 六条の二十二第 一項	第三百三条第一項本文及び第二項 施設、土地等又は物資	土地
第八十六条の二	物資の収用等	土地の使用等

十三（見出しを 含む。）	損失補償申請書等	損失補償申請書
	令第三百三十七条第一項	令第四百四十四条において準用する令第三百三十七条第一項
第八十六条の二 十五	、第三百三十九条第一項に規定する実費弁償申請書及び第四百四十一条第一項に規定する損害補償申請書の様式は、それぞれ別表第十九、別表第二十及び別表第二十一	の様式は、別表第十九
第八十六条の二 十六	法第三百三条第十五項	法第三百三条の二第三項において準用する法第三百三条第十五項
第八十六条の二 第一百三条	法第三百三条第十六項	法第三百三条の二第三項において準用する法第三百三条第十六項
第八十六条の二 第一百三条		第一百三条の二

十七第一項及び第二項		
第八十六条の二 十八第一項	法第百三条第七項本文	法第百三条の二第三項において準用する法第百三条第七項本文
	文書を含む 法第七十六条第二項又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤回（次項及び第八十八条の十五において単に「撤回」という。）の日	文書を除く 法第七十七条の二の規定による命令が解除された日（次項において単に「解除された日」という。）
第八十六条の二	法第百三条第七項ただし書	法第百三条の二第三項において準用する法第百

十八第二項	
撤収の日	三条第七項ただし書
	解除された日

第八十六条の六中「別表第十二その一から別表第十二その七まで及び別表第十六その一から別表第十六その七まで及び別表第十六その八」に改め、同条を第八十六条の十五とし、同条の次に次の七条を加える。

（公用令書の写しの送付）

第八十六条の十六 防衛大臣は、法第百三条第七項本文の規定により公用令書を交付したときは、遅滞なく、当該公用令書の写しを関係都道府県知事、関係方面総監等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

2 方面総監等は、法第百三条第七項本文の規定により公用令書を交付したときは、遅滞なく、当該公用令書の写しを関係都道府県知事、防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

3 前二項の規定は、法第百三条第七項ただし書の規定により公用令書を事後に交付する場合において準用する。この場合において、前二項中「第百三条第七項本文」とあるのは「第百三条第七項ただし書」と、「公用令書を交付したときは」とあるのは「事後に交付する公用令書に係る処分を行つたときは」と読み

替えるものとする。

（公用令書の事後交付に係る相手方への通知）

第八十六条の十七 法第百三条第七項ただし書の規定により公用令書を事後に交付する場合における令第百三十二条第二号に規定する通知は、電信又は電話によりするものとする。

（処分の取消しの上申）

第八十六条の十八 法第七十六条第一項の規定により出勤を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、第八十六条の六の規定により自らが行つた上申に係る処分の全部又は一部を取り消す必要があると認めるときは、その旨を、順序を経て、防衛大臣又は方面総監等に上申しなければならない。

2 前項の規定による上申は、文書をもつてするものとする。ただし、文書によつては速やかに行うことができない場合には、口頭若しくは電信若しくは電話又はその他の通信手段によることができる。

3 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

4 前二項に規定する文書の様式は、別表第十二のとおりとする。

（処分の取消しの要請）

第八十六条の十九 防衛大臣又は方面総監等は、法第百三条第一項本文及び第二項から第四項までの規定により自らが行つた要請に係る処分全部又は一部を取り消す必要があると認めるときは、当該処分の取消しを当該都道府県知事に要請するものとする。

2 前項の規定による処分の取消しの要請は、文書をもつてするものとする。ただし、文書によつては速やかに行うことができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

3 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

4 前二項に規定する文書の様式は、別表第十七のとおりとする。

5 防衛大臣は、第一項の規定により処分の取消しを要請したときは、遅滞なく、処分取消要請書の写しを関係方面総監等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

6 方面総監等は、第一項の規定により処分の取消しを要請したときは、遅滞なく、処分取消要請書の写しを防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

（公用取消令書の写しの送付）

第八十六条の二十 防衛大臣は、令第百三十五条の規定により公用取消令書を交付したときは、遅滞なく、

当該公用取消令書の写しを關係都道府県知事、關係方面総監等及び關係地方防衛局長に送付するものとする。

2 方面総監等は、令第三百三十五条の規定により公用取消令書を交付したときは、遅滞なく、当該公用取消令書の写しを關係都道府県知事、防衛大臣及び關係地方防衛局長に送付しなければならない。

（処分の取消しに係る調整）

第八十六条の二十一 法第三百三条第一項本文及び第二項の規定に基づき都道府県知事が行つた処分の全部又は一部の取消しの要請を行つた防衛大臣又は方面総監等は、当該処分の取消しの対象となる施設、土地等又は物資を都道府県知事に引き渡す時期、場所、方法等について、当該処分を行つた都道府県知事と調整して定めるものとする。

（引渡確認）

第八十六条の二十二 防衛大臣又は方面総監等は、法第三百三条第一項本文及び第二項の規定に基づき都道府県知事が行つた処分の全部又は一部の取消しに係る施設、土地等又は物資の引渡しに当たっては、文書をもつてその内容を確認するものとする。

2 前項に規定する文書の様式は、別表第十八のとおりとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により引渡しの内容の確認をしたときは、遅滞なく、引渡確認書の写しを関係方面総監等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

4 方面総監等は、第一項の規定により引渡しの内容の確認をしたときは、遅滞なく、引渡確認書の写しを防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

第八十六条の五の次に次の九条を加える。

（処分の上申等）

第八十六条の六 法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊又は機関（以下「自衛隊の部隊等」という。）の長は、法第百三条第一項から第四項までの規定により処分を行う必要があると認めるときは、その旨を、順序を経て、防衛大臣又は方面総監等（令第百二十七条に規定する者をいう。以下同じ。）に上申するものとする。この場合において、上申を受けた方面総監等は、法第百三条第一項本文及び第二項から第四項までの規定に基づき都道府県知事に当該上申に係る処分を要請し、又は法第百三条第一項ただし書の規定に基づき自ら当該処分を行うほか、当該処分を行うため必要と認めるときは、処

分の要請又は実施について、意見を付して防衛大臣に上申することができる。

2 前項の規定による上申は、文書をもつてするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭若しくは電信若しくは電話又はその他の通信手段によることができる。

3 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

4 前二項に規定する文書の様式は、別表第十二のとおりとする。

（処分要請書の様式）

第八十六条の七 令第二百二十八条に規定する文書の様式は、別表第十三その一から別表第十三その七までのとおりとする。

（処分要請書の写しの送付）

第八十六条の八 防衛大臣は、法第百三条第一項本文及び第二項から第四項までの規定により都道府県知事に処分の要請に係る文書を提出したときは、遅滞なく、処分要請書の写しを関係方面総監等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

2 方面総監等は、法第百三条第一項本文及び第二項から第四項までの規定により都道府県知事に処分の要

請に係る文書を提出したときは、遅滞なく、処分要請書の写しを防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

（所有者等の確認）

第八十六条の九 法第百三条第七項本文の規定による公用令書の交付は、令第百三十一条各号（第五号を除く。）に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の所在について、登記簿、戸籍簿、住民票その他の書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）による調査その他の方法により、可能な限り確認した上で行うものとする。

2 防衛大臣は、法第百三条第一項ただし書の規定により自ら処分を行う場合であつて前項の規定により確認を行うため必要と認めるときは、当該確認を方面総監等又は地方防衛局長に行わせるものとする。この場合において、方面総監等又は地方防衛局長は、速やかに、確認した結果を防衛大臣に報告しなければならない。

3 防衛大臣は、前項の規定により確認を行わせる場合には、当該確認に係る事務に必要な事項を当該方面

総監等又は地方防衛局長に示すものとする。

4 方面総監等は、法第百三条第一項ただし書の規定により自ら処分を行う場合には、第一項の規定による確認のため必要な情報の提供又は同項の規定による確認の実施を関係地方防衛局長に依頼することができ、この場合において、依頼を受けた地方防衛局長は、当該方面総監等に対し、速やかに、確認に必要な情報を提供し、又は確認した結果を通知するものとする。

5 方面総監等は、前項の規定により確認の実施を依頼する場合には、当該確認に係る事務に必要な事項を当該地方防衛局長に示すものとする。

（公用令書の交付前に行う都道府県知事への通知の手續）

第八十六条の十 法第百三条第一項ただし書の規定による都道府県知事への通知は、文書をもつてするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

2 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 前二項に規定する文書の様式は、別表第十四のとおりとする。

（告示して定めた地域の都道府県知事への通知）

第八十六条の十一 防衛大臣は、法第百三条第二項に規定する告示をしたときは、速やかに、告示して定めた地域を関係都道府県知事に通知するものとする。

（従事する業務の指定の内容）

第八十六条の十二 法第百三条第二項の規定により防衛大臣又は方面総監等が指定する内容は、同条第八項の規定により公用令書に記載しなければならないこととされている従事すべき業務、場所及び期間に関する事項とする。

2 前項に規定する指定の内容は、業務に従事する者の安全を確保するため、当該業務に係る法令における安全の確保に関する規定を遵守するものでなければならない。

（施設、土地等又は物資を出勤を命ぜられた自衛隊の用に供するため必要な事項）

第八十六条の十三 法第百三条第六項に規定する施設、土地等又は物資を法第七十六条第一項の規定により出勤を命ぜられた自衛隊の用に供するため必要な事項は、処分の対象となる施設、土地等又は物資を自衛隊に引き渡す時期、場所、方法等とする。

(受領確認)

第八十六条の十四 防衛大臣又は方面総監等は、法第百三条第一項本文及び第二項の規定に基づき都道府県知事が行つた処分に係る施設、土地等又は物資の受領に当たつては、文書をもつてその内容を確認するものとする。

2 前項に規定する文書の様式は、別表第十五のとおりとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により受領の内容の確認をしたときは、遅滞なく、受領確認書の写しを関係方面総監等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

4 方面総監等は、第一項の規定により受領の内容の確認をしたときは、遅滞なく、受領確認書の写しを防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

第八十八条の二の次に次の十四条を加える。

(漁港漁場整備法の特例に関する手続)

第八十八条の三 法第百十五条の六第一項の規定により読み替えられた漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第四項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2 前項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の六第二項の規定により当該通知を受けた漁港管理者が漁港の保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

3 第一項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の六第一項に規定する行為をするに当たっては、災害の発生防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

（港湾法の特例に関する手続）

第八十八条の四 法第百十五条の八第一項又は第二項の規定により読み替えられた港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の二第九項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2 前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の八第三項の規定により当該通知を受けた港湾管理者又は都道府県知事が港湾の利用又は保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

3 第一項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の八第一項又は第二項に規定する行為をするに当たっては、災害の発生防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

（森林法の特例に関する手続）

第八十八条の五 法第百十五条の十第一項の規定により読み替えられた森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の八第一項の規定により行う通知は、別表第二十五によるものとする。

2 法第百十五条の十第三項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

3 前項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の十第四項の規定により当該通知を受けた都道府県知事が保安林の保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

4 第二項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の十第三項に規定する行為をするに当たっては、災害の発生の防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

5 法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて森林法第三十一条の規定により都道府県知事が禁止するもの（次項において「禁止行為」という。）をする場合は、あらかじめその旨を別表第二十六により通知するものとする。

6 法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられ

た自衛隊の部隊等の長は、禁止行為又は森林法第三十四条第一項若しくは第二項に規定する行為をするこ
とにより災害の発生等のおそれがあると認めるときは、やむを得ない場合を除き当該行為を行わないもの
とする。

（道路法の特例に関する手続）

第八十八条の六 法第百十五条の十一第一項の規定により行う通知は、別表第二十七によるものとする。

2 法第百十五条の十一第二項の規定により読み替えられた道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十
五条（法第百十五条の十一第四項の規定により読み替えられた道路法第九十一条第二項において準用する
場合を含む。）の規定により行う通知は、別表第二十八によるものとする。

3 前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の十一第五項の規定により当該通知を受けた者
が道路の管理上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

4 法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられ
た自衛隊の部隊等の長は、応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて道路法第九十一条第
一項において道路管理者の許可を要するとされているものをする場合は、当該許可の権限を有する者に対

し、あらかじめその旨を別表第二十九により通知するよう努めるものとする。

（都市公園法の特例に関する手続）

第八十八条の七 法第百十五条の十三第一項の規定により読み替えられた都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行う通知は、別表第三十によるものとする。

2 前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の十三第二項の規定により当該通知を受けた公園管理者が都市公園の管理上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

（海岸法の特例に関する手続）

第八十八条の八 法第百十五条の十四第一項の規定により読み替えられた海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第十条第二項（同法第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2 前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の十四第二項の規定により当該通知を受けた海岸管理者が海岸の保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

3 第一項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第百十五條の十四第一項に規定する行為をするに当たっては、災害の發生の防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

（自然公園法の特例に関する手続）

第八十八條の九 法第百十五條の十五第一項の規定により読み替えられた自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五十六條第一項又は第三項の規定（法第百十五條の十五第三項の規定によりその適用について同條第一項の例によることとされて読み替えられた自然公園法第六十條第一項に規定する條例の規定を含む。）により行ふ通知は、別表第二十四によるものとする。

2 前項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第百十五條の十五第二項の規定（同條第三項の規定によりその適用について同條第二項の例によることとされて読み替えられた自然公園法第六十條第一項に規定する條例の規定を含む。）により当該通知を受けた環境大臣又は都道府県知事が自然公園の保護上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

（道路交通法の特例に関する手続）

第八十八條の十 法第百十五條の十六第一項の規定により読み替えられた道路交通法（昭和三十五年法律第

百五号）第七十七条第一項の規定により行う通知は、文書又は電話（ファクシミリ装置を用いて送信する方法に限る。）による場合にあつては別表第三十一によるものとする。ただし、口頭又は電信、電話（ファクシミリ装置を用いて送信する方法を除く。）若しくは電子メールにより同表の内容を通知することをもつて、これに代えることができる。

2 前項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の十六第二項の規定により当該通知を受けた警察署長が、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

（河川法令の特例に関する手続）

第八十八条の十一 法第百十五条の十七第一項の規定により読み替えられた河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九十五条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）又は令第百六十一条第一項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2 前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の十七第二項又は令第百六十一条第二項の規定により当該通知を受けた河川管理者が河川の管理上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するも

のとする。

3 第一項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第百十五條の十七第一項に規定する行為をするに当たつては、災害の發生の防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

（都市緑地法の特例に関する手続）

第八十八條の十二 法第百十五條の二十一第一項の規定により読み替えられた都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四條第八項後段の規定（法第百十五條の二十一第三項の規定によりその適用について同條第一項の例によることとされて読み替えられた都市緑地法第二十條第一項に規定する條例の規定を含む。）により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2 前項の通知をした自衛隊の部隊等の長は、法第百十五條の二十一第二項の規定により当該通知を受けた者が緑地の保全上必要な意見を述べた場合（法第百十五條の二十一第三項の規定により都市緑地法第二十條第一項の規定に基づく條例の規定を適用する場合における法第百十五條の二十一第二項の規定の例により意見を述べた場合を含む。）には、当該意見を尊重するものとする。

（通知の手続の特例）

第八十八条の十三 第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十八条の五第二項及び第五項、第八十八条の六第一項及び第二項、第八十八条の七第一項、第八十八条の八第一項、第八十八条の九第一項、第八十八条の十一第一項並びに第八十八条の十二第一項に規定する通知については、文書によつては速やかに行うことができない場合には、口頭又は電信、電話若しくは電子メールによることができる。

2 前項の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。ただし、第八十八条の六第一項及び第二項並びに第八十八条の九第一項に規定する通知について、電話（ファクシミリ装置を用いて送信する方法に限る。）又は電子メールにより行つた場合においては、この限りではない。

（通知の写しの送付）

第八十八条の十四 第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十八条の五第一項、第二項及び第五項、第八十八条の六第一項、第二項及び第四項、第八十八条の七第一項、第八十八条の八第一項、第八十八条の九第一項、第八十八条の十第一項本文、第八十八条の十一第一項並びに第八十八条の十二第一項に規定する通知を行つた自衛隊の部隊等の長は、遅滞なく、当該通知の写し（第八十八条の十第一項ただし書及び前条第二項ただし書の規定により通知を行つた場合にあつては、当該通知の内容を記載した文書

）を関係地方防衛局長に送付しなければならない。

（防衛大臣への報告等）

第八十八条の十五 第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十八条の五第一項、第二項及び第五項、第八十八条の六第一項、第二項及び第四項、第八十八条の七第一項、第八十八条の八第一項、第八十八条の九第一項、第八十八条の十第一項、第八十八条の十一第一項並びに第八十八条の十二第一項に規定する通知を行つた自衛隊の部隊等の長は、撤収を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による命令が解除されたとき（引き続き法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合にあつては、撤収を命ぜられたとき）は、遅滞なく、当該通知の写し（第八十八条の十第一項ただし書及び第八十八条の十三第二項ただし書の規定により通知を行つた場合にあつては、当該通知の内容を記載した文書）を順序を経て防衛大臣に送付するとともに、当該通知を受けた者が述べた意見の内容及び当該意見と当該部隊等がした行為との関係について順序を経て防衛大臣に報告しなければならない。

（関係する自衛隊の部隊等の長及び関係地方防衛局長の連絡及び協力）

第八十八条の十六 法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による

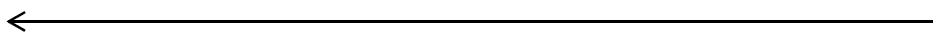
措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、法第一百五條の六、第一百五條の八、第一百五條の十、第一百五條の十一、第一百五條の十三から第一百五條の十七まで及び第一百五條の二十一並びに令第六十一條の規定を実施するため、関係する自衛隊の部隊等の長及び関係地方防衛局長と緊密な連絡を保たなければならない。

2 法第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、法第一百五條の六、第一百五條の八、第一百五條の十、第一百五條の十一、第一百五條の十三から第一百五條の十七まで及び第一百五條の二十一並びに令第六十一條の規定を実施するため必要と認めるときは、関係する自衛隊の部隊等の長又は関係地方防衛局長に対し協力を求めることができる。

3 法第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、前項の規定により協力を求める場合には、当該協力に必要な事項を当該協力を求める自衛隊の部隊等の長又は地方防衛局長に示すものとする。

4 第二項の規定により協力を求められた地方防衛局長は、積極的に協力しなければならない。

別表第十五中「別表第十五（第八十六條の七関係）」を「別表第二十一（第八十六條の二十三関係）」に
改め、同表を別表第二十一とし、同表の次に次の十表を加える。



別表第二十二（第八十六条の二十四関係）

文書番号
発簡年月日

(取扱物資の保管を命ぜられた者) 殿

都道府県知事
防衛大臣
方面總監等

印

取扱物資保管状況等報告要求書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第14項の規定に基づき、次の事項について、
下記のとおり報告を求める。

1 取扱物資の保管状況と当該状況を確認した年月日
2 保管状況と公用令書の記載事項との間の相違の有無及びその内容
3 前項の相違がある場合の理由

記

報 告 期 限	
備 考	

本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法第124条の規定により、
20万円以下の罰金に処せられます。

注意事項

1 「報告期限」の欄には、報告を求める期限の年月日を記載する。
2 「備考」の欄には、必要に応じ、報告の方法、場所等、連絡先、公用令書の文書番号等
を記載する。
なお、備考欄に書ききれない場合などにおいては、必要事項を記載した別紙を添付し、
又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。

備考：用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏 面)

(都道府県知事
防衛大臣
方面總監等) 殿

(取扱物資の保管を命ぜられた者) (直筆)

取扱物資保管状況等報告

標記について、下記のとおり報告する。

記

取扱物資の保管状況	
確認した年月日	
記載事項との間の 相違の有無及び内容	
相違の理由	

本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第124条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

注意事項

- 1 「取扱物資の保管状況」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について、良好、不良その他の具体的な保管状況を記載（報告）する。（例えば、「（物資を記入）の台は良好、（物資を記入）の台が不良（故障）。（物資を記入）の（数量を記入）はすべて不良。」）
- 2 「確認した年月日」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について確認した年月日を記載（報告）する。（例えば、「（年）（月）（日）」）
- 3 「記載事項との間の相違の有無及び内容」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違が無い場合には「無」と記載（報告）し、相違が有る場合には「有」とし、その具体的な相違の内容を記載（報告）する。（例えば、「有（（物資を記入）の（数量を記入）減。）」）
- 4 「相違の理由」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違が有る場合には、相違した具体的な理由を記載（報告）し、相違が無い場合には、空欄とし、又は斜線を引く。
なお、記載する欄に書ききれない場合などにおいて、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。

注：1 取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、自衛隊法第125条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
2 報告は、裏面に必要事項を記載して提出する場合のほか、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

別表第二十三（第八十六条の二十五関係）

		文 書 番 号	
		発簡年月日	
〔施設、土地等の所在する場所の管理者 取扱物資を保管させる場所の管理者〕		殿	
		立入検査を行う職員	
		所 属	
		官 職	
		氏 名	
		印	
立 入 検 査 実 施 通 知 書			
第103条第13項			
自衛隊法（昭和29年法律第165号） 第103条第14項			
第103条の2第3項において準用する同法第103条第13項			
の規定により立入検査を次のとおり行うので、			
自衛隊法 第103条第15項			
第103条の2第3項において準用する同法第103条第15項 の規定に基づき、通知す			
る。			
検 査 日 時			
検 査 場 所			
検 査 事 項			
連 絡 先			
備 考			
本件について、立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、自衛隊法第124条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。			

備考：用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏 面)

注意事項

- 1 「検査日時」の欄には、検査を行う年月日のほか、検査を開始する時間及び終了する時間（又は検査に要する時間）を記載する。（例えば、「 年 月 日午前 時から 時間程度」）
- 2 「検査場所」の欄には、住所及び検査対象が明確になるような事項を記載する。
- 3 「検査事項」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、検査の対象となる施設、土地、家屋、物資の具体的な種類について検査事項を記載する。（例えば、「 （施設）について、面積、収用できる人数その他施設の状況」、「 （物資を記入）について、種類、数量、品質、消費期限等物資の状況」）
- 4 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。
- 5 「備考」の欄には、例えば、秘密の保全に十分配慮しつつ、実際に立入検査をする職員の氏名、人数等を記載する。

注： 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、関係者の請求があつたときは、これを提示する。

別表第二十四（第八十八条の三－第八十八条の五、第八十八条の八、第八十八条の九、第八十八条の十一、第八十八条の十二関係）

		年 月 日	
(	管 理 者	殿	
	環 境 大 臣		
	都 道 府 県 知 事		
	許可の権限を有する者		
自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）			
自衛隊法による規制行為実施通知書			
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第 条 （ 法の特例）第 項の規定に基づき、下記のとおり通知する。			
記			
1 行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先			
2 行為に着手する時期			
3 行為をする場所			
4 行為の内容			
5 その他参考事項			

備考：1 河川法施行令（昭和40年政令第14号）の特例に係る通知については、表題「自衛隊法による規制行為実施通知書」を「自衛隊法施行令による規制行為実施通知書」とし、本文中「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第 条 （ 法の特例）第 項の規定」とあるのは、「自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第161条

(河川法施行令の特例)第1項の規定」と記載する。

- 2 「行為をする場所」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為をする場所を記載する。(例：漁港漁場整備法：「市 漁港」、港湾法：「市 港」(港が極めて広く、行為を行う地区を示すことができる場合には、「市 港 地区」)、海岸法：「市 海岸」、自然公園法：「国定公園のうち、 県 市及び 郡 町に係る区域」(これにより難しい場合は、「 国定公園南部地区」)、都市緑地法：「市 地区」等)

また、場所が広範囲にわたる場合には、その範囲を記載する。(例：森林法：「市東部保安林地域」、河川法及び河川法施行令：「市 川上流」等)

- 3 「行為の内容」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為の内容を記載する。(例：漁港漁場整備法：「土地の掘削」、「盛土」、「土地の占用」等、港湾法：「水域又は公共空地の占用」、「土砂の採取」等、森林法：「立木竹の伐採」、「開墾」、「土地の形質の変更」等、海岸法：「占用」、「土地の掘削」、「工作物の設置」等、自然公園法：「木竹の伐採」、「工作物の設置」等、河川法：「流水の占用」、「土地の占用」、「工作物の設置」等、河川法施行令：「土石の堆積」、「竹木の堆積」等、都市緑地法：「建築物等の工作物の設置」、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等)

別表第二十五（第八十八条の五関係）

	年	月	日
(市町村長) 殿			
自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）			
自衛隊法による民有林伐採通知書			
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の10（森林法の特例）第1項の規定に基づき、 下記のとおり通知する。			
記			
1 伐採をした自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先			
2 森林の所在場所			
3 伐採面積又は伐採本数			
4 その他参考事項			

備考： 「森林の所在場所」の項には、森林の伐採を行つた場所を具体的に記載する。（例：
「 町 丁目 番地 号」等）

別表第二十六（第八十八条の五関係）

年 月 日	
(都道府県知事) 殿	
自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）	
自衛隊法施行規則による禁止行為実施通知書	
森林法（昭和26年法律第249号）第31条の規定により保安林予定森林において禁止された行為をするので、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第88条の5第5項の規定に基づき、下記のとおり通知する。	
記	
1	行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先
2	行為に着手する時期
3	行為をする場所
4	行為の内容
5	その他参考事項

備考：1 「行為をする場所」の項には、法令に基づき都道府県知事が禁止した行為をする場所の範囲を記載する。（例：「 町東部保安林予定森林地域」、「 市南部保安林予定森林地域」等）

2 「行為の内容」の項には、法令に基づき都道府県知事が禁止した行為（立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更）を記載する。

別表第二十七（第八十八条の六関係）

	年	月	日
(承認の権限を有する者) 殿			
自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）			
自衛隊法による道路工事实施通知書			
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の11（道路法の特例）第1項の規定に基づき、 下記のとおり通知する。			
記			
1 工事を実施する自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先			
2 工事に着手した時期			
3 工事を実施する場所			
4 工事の内容（工事の現場の状況、工事の方法又は形態）			
5 工事の理由			
6 その他参考事項（位置図、平面図、横断図及び縦断図を添付）			

- 備考：1 「工事を実施する場所」の項には、工事を実施した路線名及び場所を具体的に記載する。（例：「国道 号線 市 丁目 番地 号」等）
- 2 「工事の内容」の項には、工事実施前の道路の状況及び工事実施の方法又は形態を記載する。（状況の例：「道路中央部 m²破損」、「道路右側部 m²欠壊」、工事実施の方法又は形態の例：「穴埋め」等）

- 3 「工事の理由」の項には、工事を必要とした理由を記載する。（例：「道路の破損により防衛出動の命令に基づく自衛隊の車両が通行不能なため」）

別表第二十八（第八十八条の六関係）

		年	月	日
(許可の権限を有する者) 殿				
自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）				
自衛隊法による道路占用通知書				
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の11（道路法の特例）		第2項 第4項	の規定に基づ	
き、下記のとおり通知する。				
記				
1 道路（道路予定区域）の占用を行う自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先				
2 道路（道路予定区域）の占用の目的				
3 道路（道路予定区域）の占用の期間				
4 道路（道路予定区域）の占用の場所				
5 工作物、物件又は施設の構造				
6 工事実施の方法				
7 工事の時期				
8 道路（道路予定区域）の復旧方法				

- 備考：1 「道路（道路予定区域）の占用の目的」の項には、占用を必要とする理由について記載する。（例：「防衛出動の命令に基づく工作物等の設置のため」、「防御施設構築措置の命令（引き続き防衛出動を命ぜられた場合を含む。）に基づく工作物等の設置のため」）
- 2 「道路（道路予定区域）の占用の期間」の項には、占用を開始する日から終了する日までの期間（終了の期日があらかじめ決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」又は「防御施設構築措置の命令が解除されるまでの間（引き続き防衛出動を命ぜられた場合にあっては、撤収を命ぜられるまでの間）」）を記載する。
- 3 「道路（道路予定区域）の占用の場所」の項には、占用する路線名及び区間又は区域を記載する。（例：「県道 号線 市 丁目 番地 号から 丁目 番地 号までの区間」、「町 丁目 番地 号道路予定区域」等）
また、車道・歩道・その他の区分を記載する。
- 4 「工作物、物件又は施設の構造」の項には、道路又は道路予定区域に設置する工作物、物件又は施設の名称及びその構造（規格、寸法等）を記載する。（名称の例：「パネル橋」、「資材」、「機材」、「無線設備」等）
- 5 「工事实施の方法」の項には、工事を伴う場合において工事の方法を記載し、工事を伴わない場合は空欄とする。（例：「開削工事」等）
- 6 「工事の時期」の項には、工事を伴う場合にあっては道路（道路予定区域）の占用の期間のうち、工事を開始する日から終了する日までの期間（終了の期日があらかじめ決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」又は「防御施設構築措置の命令が解除されるまでの間（引き続き防衛出動を命ぜられた場合にあっては、撤収を命ぜられるまでの間）」）を記載し、工事を伴わない場合にあっては空欄とする。
- 7 「道路（道路予定区域）の復旧方法」の項には、道路復旧方法を具体的に記載する。（例：「工作物の撤去」、「埋め戻し」等）

別表第二十九（第八十八条の六関係）

	年	月	日
(許可の権限を有する者) 殿			
自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）			
自衛隊法施行規則による規制行為実施通知書			
道路法（昭和27年法律第180号）第91条第1項の規定により道路予定区域において許可を要するものとされている行為をするので、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第88条の6第4項の規定に基づき、下記のとおり通知する。			
記			
1 行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先			
2 行為に着手する時期			
3 行為をする場所			
4 行為の内容			

- 備考：1 「行為をする場所」の項には、法令に基づき許可を要する行為をする場所について具体的に記載する。（例：「 町 丁目 番地 号道路予定区域」等）
- 2 「行為の内容」の項には、法令に基づき許可を要する行為（土地の形質変更、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置）を記載する。

別表第三十（第八十八条の七関係）

		年 月 日
(公園管理者) 殿		
自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）		
自衛隊法による都市公園占用通知書		
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の13（都市公園法の特例）第1項の規定に基づき、下記のとおり通知する。		
記		
1	占用を行う自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先	
2	占用の目的	
3	占用の期間	
4	占用の場所	
5	工作物その他の物件又は施設の構造	

備考：1 「占用の目的」の項には、占用を必要とする理由について記載する。（例：「防衛出動の命令に基づく工作物等の設置のため」、「防衛施設構築措置の命令（引き続き防衛出動を命ぜられた場合を含む。）に基づく工作物等の設置のため」）

2 「占用の期間」の項には、占用を開始する日から終了する日までの期間（終了日があらかじめ決定している場合は、その日までの期間。決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」又は「防衛施設構築措置の命令が解除されるまでの間（引き続き防衛出動を命ぜられた場合にあつては、撤収を命ぜられるまでの間）」）を記

載する。

- 3 「占用の場所」の項には、占用を行う公園の名称を記載する。(例：「市公園」、「町公園」等)
また、公園予定区域については、その所在地を記載する。(例：「町丁目番地号公園予定区域」等)
- 4 「工作物その他の物件又は施設の構造」の項には、公園に設置する工作物その他の物件又は施設の名称及びその構造（規格、寸法等）について記載する。(名称の例：「プレハブ」、「テント」等)

別表第三十一（第八十八条の十関係）

		年	月	日
(警察署長) 殿				
自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）				
自衛隊法による道路使用通知書				
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の16（道路交通法の特例）第1項の規定に基づき、下記のとおり通知する。				
記				
1	道路を使用する自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先			
2	道路使用の目的			
3	道路使用の場所又は区間			
4	道路使用の期間			
5	道路使用の方法又は形態			
6	その他参考事項			

備考：1 「道路使用の目的」の項には、道路の使用を必要とする理由について記載する。（例：「防衛出動の命令に基づく防御施設の構築のため」等）

2 「道路使用の場所又は区間」の項には、使用する路線及び区間を具体的に記載する。（例：「県道 号線 市 丁目 番地 号から 丁目 番地 号までの区間」等）

- 3 「道路使用の期間」の項には、使用を開始する日から終了する日までの期間（終了日があらかじめ決定している場合は、その日までの期間。決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」）を記載する。
- 4 「道路使用の方法又は形態」の項には、使用の方法又は形態について具体的に記載する。（例：「障害物の設置」、「物資の集積」、「破損・欠損した道路の工事」等）

別表第十四中「別表第十四（第八十六條の七関係）」を「別表第二十（第八十六條の二十三関係）」に改め、同表を別表第二十とする。

別表第十三中「別表第十三（第八十六條の七関係）」を「別表第十九（第八十六條の二十三関係）」に改め、同表を別表第十九とする。

別表第十二その八中「別表第十二その八（第八十六條の大関係）」を「別表第十六その八（第八十六條の十五関係）」に改め、「田舎隊法」の次に「（昭和29年法律第165号）」を、「田舎隊法施行令」の次に「（昭和29年政令第179号）」を加え、同表を別表第十六その八とし、同表の次に次の二表を加える。



別表第十七（第八十六条の十九関係）

		文 書 番 号 発簡年月日	
(都道府県知事) 殿			
		〔防衛大臣 方面総監等〕 印	
処 分 取 消 要 請 書			
自衛隊法（昭和29年法律第165号）	第103条第1項本文 第103条第2項 第103条第3項 第103条第4項 第103条の2第1項 第103条の2第2項	の規定に基づく処分要請書（文	
書番号。発簡年月日）に係る処分について、次のとおり処分の取消しを要請する。			
内 容			
事 由			
連 絡 先			
備 考			

備考：用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏 面)

注意事項

「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

都道府県知事に対して処分の取消しを要請する場合としては、次の例が挙げられる。

- 1 処分の内容に変更があった場合（物資の収用を除く。）
 - (1) ある病院のA棟を管理するという内容を予定していたところ、これをB棟の管理に変更とするとした場合、A棟に対して取消し、B棟について新たな処分となる。
 - (2) 医療に従事することを命ずる者として医師5人、看護師4人及び臨床検査技師1人を予定していたところ、実際には、医師2人のみが業務に従事することに変更とするとした場合、医師3人、看護師4人及び臨床検査技師1人について取消しとなる。
 - (3) ある土地、家屋、物資について、終了の期日があらかじめ決定していない場合で、使用の開始から一定の期間後の特定した日までの間使用することを予定していたところ、実際には、特定した日より前の日までの使用に変更とするとした場合、期間を短縮するため、当該使用について一部取消しとなる。
- 2 処分の内容に変更があった場合で、公用令書の交付と実際の収用との時間に差がある場合（物資の収用に限る。）

原則として物資の収用時に公用令書を交付するため、公用取消令書の交付は想定されないが、実際には交付と収用が同時に行われず、公用令書の交付後に当該物資の全部又は一部について収用する必要がなくなる場合が考えられる。この場合、所有者の保護の観点から、物資の収用に係る公用取消令書を交付する必要が生じることとなる。

なお、物資の収用により国が取得した物品については、物品管理法等の会計法令上の手続が適用され、余剰物品が生じたとしても返還等の措置を取り得ないことから、返還等の措置の前提となる公用取消令書は交付されない。

別表第十八（第八十六条の二十二関係）

文書番号
発簡年月日

(都道府県知事) 殿

〔防衛大臣
方面總監等〕

引 渡 確 認 書

処分取消要請書（文書番号。発簡年月日）により取消しを要請した処分について、 年
月 日裏面のとおり引き渡したので確認する。公用取消令書の内容と相違がある場合
には、以下の連絡先まで連絡されたい。

先 属
絡 職
連 官
氏 名
電 話
番 号
等

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

(裏 面)

(引渡しを確認した内容)

種 類	【管理する施設の種類】 病院 診療所 自動車整備工場 造船所(ドック 引揚船台) 港湾施設(係留施設 係留施設に附帯する荷さばき施設) 航空機又は航空機用機器を整備するための施設(飛行場にあるもの又は飛行場に隣接するものに限る。) 給油するための施設(自動車用 船舶用 航空機用) 【使用する土地・家屋・物資の種類】 更地 農地 臨港交通施設(駐車場 ヘリポート) 住宅 店舗 工場 倉庫 港湾の旅客施設(待合所 宿泊所) 港湾の保管施設(倉庫 野積場) 空港のターミナルビル(旅客 貨物) 車両(具体的に) 機械器具(具体的に) その他(具体的に) 【保管を命ずる取扱物資の種類】【取用する物資の種類】 医療品(具体的に) 燃料(具体的に) 建築用資材(具体的に) 食料(具体的に) その他(具体的に)
数 量 (物資)	k l k g トン 本 個 箱 両 その他(具体的に)
内 容 ・ 範 囲 (施設・土地等)	全部 一部(棟 階 号室から 棟 階 号室まで(その他具体的に)) 土地の面積() 施設・家屋の数量() その他(具体的に)
備 考	

注1 該当するものに○を付け、又は該当しないものに取消線を引くほか、必要な事項を記載すること。

注2 備考の欄は、補足となる事項その他参考となる事項を記載する。

別表第十二その七中「別表第十二その七（第八十六条の六関係）」を「別表第十六その七（第八十六条の十五関係）」に改め、「自衛隊法」の次に「（昭和29年法律第165号）」を加え、同表を別表第十六その七とする。

別表第十二その六中「別表第十二その六（第八十六条の六関係）」を「別表第十六その六（第八十六条の十五関係）」に改め、「自衛隊法」の次に「（昭和29年法律第165号）」を加え、同表を別表第十六その六とする。

別表第十二その五中「別表第十二その五（第八十六条の六関係）」を「別表第十六その五（第八十六条の十五関係）」に改め、「自衛隊法」の次に「（昭和29年法律第165号）」を加え、同表を別表第十六その五とする。

別表第十二その四中「別表第十二その四（第八十六条の六関係）」を「別表第十六その四（第八十六条の十五関係）」に改め、「自衛隊法」の次に「（昭和29年法律第165号）」を加え、同表を別表第十六その四とする。

別表第十二その三中「別表第十二その三（第八十六条の六関係）」を「別表第十六その三（第八十六条の

十五関係)」に改め、「田御隊法」の次に「(昭和29年法律第165号)」を加え、同表を別表第十六その三とする。

別表第十二その二中「別表第十二その二(第八十六條の六関係)」を「別表第十六その二(第八十六條の十五関係)」に改め、「田御隊法」の次に「(昭和29年法律第165号)」を加え、同表を別表第十六その二とする。

別表第十二その一中「別表第十二その一(第八十六條の六関係)」を「別表第十六その一(第八十六條の十五関係)」に改め、「田御隊法」の次に「(昭和29年法律第165号)」を加え、同表を別表第十六その一とする。

別表第十一の次に次の十表を加える。



別表第十二（第八十六条の六、第八十六条の十八関係）

		文書番号 発簡年月日	
〔防衛大臣〕 〔方面總監等〕		殿	
		〔自衛隊の部隊等の長〕 〔方面總監等〕	
		印	
		処 分 上 申 書 処分取消	
自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）		第86条の6第1項 第86条の18第1項	
		の規定に基づき、	
下記のとおり	処分する 処分を取り消す	必要があると認めるので、上申する。	
記			
自衛隊法（昭和29年法律第165号）			
第103条第1項（自衛隊の行動に係る地域での物資の収用等）			
第103条第2項（告示地域での従事命令・物資の収用等）			
第103条第3項（立木等の移転・処分）			
第103条第4項（自衛隊の行動に係る地域での家屋の形状変更）			
第103条の2第1項（土地の使用）			
第103条の2第2項（立木等の移転・処分）			
施設の管理			
土地・家屋・物資の使用			
取扱物資の保管命令			
載する	物資の収用	を 行う	必要があると認める。
	業務従事命令	取り消す	
	立木等の移転・処分		
	家屋の形状変更		

備考：用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏 面)

種 類	【管理する施設の種類】 病院 診療所 自動車整備工場 造船所(ドック 引揚船台) 港湾施設(係留施設 係留施設に付帯する荷さばき施設) 航空機又は航空機用機器を整備するための施設(飛行場にあるもの又は飛行場に隣接するものに 限る。) 給油するための施設(自動車用 船舶用 航空機用) 【使用する土地・家屋・物資の種類】 更地 農地 臨港交通施設(駐車場 ヘリポート) 住宅 店舗 工場 倉庫 港湾の旅客施設(待合所 宿泊所) 港湾の保管施設(倉庫 野積場) 空港のターミナルビル(旅客 貨物) 車両(具体的に) 機械器具(具体的に) その他(具体的に) 【保管を命ずる取扱物資の種類】【取用する物資の種類】 医薬品(具体的に) 燃料(具体的に) 建築用資材(具体的に) 食料(具体的に) その他(具体的に) 【移転・処分する立木等の種類】 立木(具体的に) 土地に定着する物件(採取期の果実(具体的に) 土地に定着する機械・設備(具体的に) その他(具体的に) 【形状変更する家屋の種類】 住宅 店舗 工場 倉庫 港湾の旅客施設(待合所 宿泊所) 港湾の保管施設(倉庫 野積場) 空港のターミナルビル(旅客 貨物) その他(具体的に)
従事する業務	【医療】 医師(人) 歯科医師(人) 薬剤師(人) 看護師(人) 准看護師(人) 臨床検査技師(人) 診療放射線技師(人) 【土木建築工事】 建設業者(設計 施工管理 技術指導 工事) 土木建築工事(仮設倉庫(棟) 応急指揮所(棟) 応急橋樑(橋) 陸地(箇所) その他(具体的に)) 【輸送】 鉄道事業者(JRを除く。) 自動車運送事業者 船舶運航事業者 港湾運送事業者 本邦航空運送事業者
数 量 (物資・立木等)	k g トン 本 個 箱 両 その他(具体的に)
内 容・ 範 囲 (施設・土地・ 家屋・立木等)	全部 一部(棟 階 号室から 棟 階 号室まで(その他具体的に)) 土地の面積() 施設・家屋の数量() 立木等(移転(移転先) 伐採) その他(具体的に)
場 所	都道府県 市町村 区 丁目 番地 号 (から 都道府県 市町村 区 丁目 番地 号まで) 經由(輸送経路))
期 間・期 日	年 月 日(時)から(物資の取用は、取用する期日を記載) 年 月 日(時)まで
理 由	
備 考	

注：1 該当するものに○を付け、又は該当しないものに取消線を引くほか、必要な事項を記載する。
 2 備考の欄は、補足となる事項その他参考となる事項を記載するほか、対象等が特定されている場合はその名称を、
 判明している場合はその所有者及び占有者の氏名又は名称及び連絡先を記載する。

別表第十三その一（第八十六条の七関係）

		文書番号 発簡年月日
(都道府県知事) 殿		
		〔防衛大臣 方面総監等〕 印
処 分 要 請 書 (施 設 の 管 理)		
自衛隊法（昭和29年法律第165号） 第103条第1項本文 第103条第2項 の規定に基づき、次のとおり施		
設の管理に係る処分を要請する。		
種 類		
所在する場所		
管理する内容		
管理する期間		
管理する理由		
連 絡 先		
備 考		

備考：用紙は、日本工業規格 A列 4 番とする。

(裏 面)

注意事項

- 1 「種類」の欄には、「病院」、「診療所」、「自動車整備工場」、「造船所（ドック又は引揚船台に限る。）」、「港湾施設（係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設に限る。）」、「航空機又は航空機用機器を整備するための施設（飛行場にあるもの又は飛行場に隣接するものに限る。）」、「自動車、船舶又は航空機に給油するための施設」のいずれかの該当するものを記載する。（例えば、「造船所（引揚船台）」、「港湾施設（係留施設）」、「航空機に給油するための施設」）
- 2 「所在する場所」の欄には、住所及び管理対象が明確になるような事項を記載する。
なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項の規定による処分については同項に規定する自衛隊の行動に係る地域内に、同条第2項の規定による処分については同項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。
- 3 「管理する内容」の欄には、既に特定した施設を示す場合には、具体的な施設の名称及び管理する箇所（例えば、「 病院の 棟全部／ 棟 階から 階まで」）を、施設の数量などを示す場合には、具体的な施設の種類と数量（例えば、「ガソリンスタンドを （施設数を記入）」、「自動車整備工場を （施設数を記入）」）を記載する。
- 4 「管理する期間」の欄には、管理の開始及び終了の期日（終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、終了が見込まれる期日）を記載する。
- 5 「管理する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、施設の管理を行う目的、必要性等について記載する。
- 6 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

注： 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する施設の管理が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。

別表第十三その二（第八十六条の七関係）

文書番号
発簡年月日

(都道府県知事) 殿

防衛大臣
方面総監等

印

処 分 要 請 書
(土地・家屋・物資の使用)

自衛隊法（昭和29年法律第165号）

第103条第1項本文
第103条第2項
第103条の2第1項

の規定に基づき、次のとおり

土地
家屋
物資

の使用に係る処分を要請する。

種 類	
範 囲 (土地・家屋)	
数 量 (物 資)	
所在する場所	
使用する期間	
使用する理由	
連 絡 先	
備 考	

備考：用紙は、日本工業規格 A列 4 番とする。

(裏 面)

注意事項

- 1 「種類」の欄には、土地、家屋、物資が特定できるような事項を記載する。(例えば、土地(更地、農地、臨港交通施設(港湾区域及び臨港地区内の駐車場、ヘリポート))、家屋(住宅、店舗、工場、倉庫、港湾の旅客施設(待合所、宿泊所)、港湾の保管施設(倉庫、野積場)、空港のターミナルビル(旅客、貨物))、物資(具体的な車両、機械器具等の種類))
- 2 「範囲」の欄には、既に特定した土地、家屋を示す場合には、具体的な使用する箇所(例えば、「番地 号から 号まで」、「倉庫の全部／ 階」)を、土地、家屋の広さなどを示す場合には、具体的な土地、家屋の種類と広さ(例えば、「広さ ヘクタールの更地」)を記載する。
- 3 「数量」の欄には、使用する物資の個数、重量等を記載する。
- 4 「所在する場所」の欄には、土地、家屋については住所及び使用対象が明確になるような事項を、物資についてはその位置が特定できるような事項を記載する。
なお、当該場所は、土地については自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内、同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内又は同法第77条の2に規定する展開予定地域内に限り、家屋及び物資については同法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内又は同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。
- 5 「使用する期間」の欄には、使用の開始及び終了の期日(終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、終了が見込まれる期日)を記載する。
- 6 「使用する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、土地、家屋又は物資の使用を行う目的、必要性等について記載する。
- 7 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。
- 8 該当がない欄は、空欄とし、又は斜線を引く。

注：1 土地とは、民法(明治29年法律第89号)第242条本文の適用を受けた土地の従物、雑木、排水溝、石垣等土地の構成部分と考えられるものを含む。

なお、立木、民法第242条ただし書によって独立の所有権の客体と認められたもの、第三者が所有権を取得した採取期の果実、土地に定着した機械・設備等、土地とは独立の物件と認められるものは、「立木等の移転・処分」(別表第13その6)の対象とする。

2 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する土地、家屋、物資の使用が必要となる場合には、自衛隊法第88条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。

3 車両、機械器具等の耐久財については、「物資の使用」の結果、消耗し、返却が困難な場合等には「物資の収用」(別表第13その4)の対象とする。

別表第十三その三（第八十六条の七関係）

		文 書 番 号 発簡年月日	
(都道府県知事) 殿			
		〔防衛大臣 方面総監等〕 印	
処 分 要 請 書 (取 扱 物 資 の 保 管)			
自衛隊法（昭和29年法律第165号）		第103条第1項本文 第103条第2項 の規定に基づき、次のとおり取	
扱物資の保管に係る処分を要請する。			
種 類			
数 量			
保管すべき場所			
保管すべき期間			
保管すべき理由			
連 絡 先			
備 考			

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

(裏 面)

注意事項

- 1 「種類」の欄には、保管する物資が特定できるような事項を記載する。(例えば、具体的な医療品、燃料、建築用資材、食料等の種類)
- 2 「数量」の欄には、保管する物資の個数、重量等を記載する。
- 3 「保管すべき場所」の欄には、保管場所が特定できるような事項を記載する。
なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内又は同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。
- 4 「保管すべき期間」の欄には、保管の開始及び終了の期日(終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、開始から一定の期間後の特定した日)を記載する。
- 5 「保管すべき理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、取扱物資の保管を命じる目的、必要性等について記載する。
- 6 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

注： 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体の職員に取扱物資の保管を行わせることが必要となる場合には、自衛隊法第88条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。

別表第十三その四（第八十六条の七関係）

		文書番号 発簡年月日	
(都道府県知事) 殿			
		〔防衛大臣 方面総監等〕 印	
処 分 要 請 書 (物 資 の 収 用)			
自衛隊法（昭和29年法律第165号）		第103条第1項本文 第103条第2項	
の規定に基づき、次のとおり物 資の収用に係る処分を要請する。			
種 類			
数 量			
所在する場所			
収用する期日			
収用する理由			
連 絡 先			
備 考			

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

(裏 面)

注意事項

- 1 「種類」の欄には、収用する物資が特定できるような事項を記載する。(例えば、具体的な医療品、燃料、建築用資材、食料等の種類を記載する。)
- 2 「数量」の欄には、収用する物資の個数、重量等を記載する。
- 3 「所在する場所」の欄には、その位置が特定できるような事項を記載する。
なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域又は同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。
- 4 「収用する期日」の欄には、収用を行う期日を記載する。
- 5 「収用する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、物資を収用する目的、必要性等について記載する。
- 6 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

注：1 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する物資の収用が必要となる場合には、自衛隊法第88条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整する。

2 車両、機械器具等の耐久財については、「物資の使用」の結果、消耗し、返却が困難な場合等には「物資の収用」(別表第13その4)の対象とする。

別表第十三その五（第八十六条の七関係）

		文 書 番 号 発簡年月日	
(都道府県知事) 殿			
		〔 防 衛 大 臣 〕 〔 方 面 総 監 等 〕	
		印	
処 分 要 請 書 (業 務 従 事)			
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第2項の規定に基づき、次のとおり業務従事に係る処分を要請する。			
従事すべき業務			
従事すべき場所			
従事すべき期間			
従事すべき理由			
連 絡 先			
備 考			

備考：用紙は、日本工業規格 A列 4 番とする。

(裏 面)

注意事項

- 1 「従事すべき業務」の欄には、業務の種類及び業務内容が特定できるような事項を記載する。(例えば、個人の業務従事の場合には、「医療に従事する (従事者種別を記入) を (人数を記入) 名」(医療業務関係)、事業者の場合には、「 (建築物を記入) を (数量を記入) 建設」(土木建築工事関係)、「 (輸送物資) を (輸送手段) に より輸送」(輸送業務関係))
- 2 「従事すべき場所」の欄には、業務を行う場所が明確になるような事項を記載する。(例えば、「 (地域を記入) において」、「 (出発地を記入) から (到着地を 記入) の間」)。なお、当該場所は、自衛隊法第103条第2項に規定する防衛大臣が告示して定 めた地域内に限る。
- 3 「従事すべき期間」の欄には、業務の開始及び終了の期日(終了の期日があらかじめ決定 していない場合においては、終了が見込まれる期日)等を記載する。
- 4 「従事すべき理由」の欄には、秘密保全に十分配慮しつつ、業務従事を命じる目的、必要 性等について記載する。
- 5 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。
- 6 「備考」の欄には、あらかじめ、従事する業務の細部について指定することが決まってい る場合は、その旨を記載する。(例えば、「 (業務を記入) の細部事項については (防衛大臣又は方面總監等のうち該当者を記入) が別途指定する。」)

注：1 出発地から到着地までの経路は、自衛隊法第103条第2項に規定する防衛大臣が告示し て定めた地域内に限る。

- 2 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体の職員に対し業務に従事させることが必要 となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整 するものとする。

なお、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び 日本貨物鉄道株式会社については、自衛隊法第103条に基づく処分の対象には含めず、 これらの会社に対しては、同法第101条の趣旨を踏まえ、必要な協力を求めるものとし る。東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社につ いては、当分の間、同様の措置をとるものとする。

別表第十三その六（第八十六条の七関係）

		文 書 番 号 発簡年月日	
(都道府県知事) 殿			
		〔防衛大臣 方面総監等〕 印	
処 分 要 請 書 (立木等の移転・処分)			
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第3項 第103条の2第2項 の規定に基づき、第103条第1項本文 第103条の2第1項			
の規定の例により、次のとおり処分を要請する。			
立木等の種類・数量			
所 在 す る 場 所			
移 転 ・ 処 分 の 内 容			
移 転 ・ 処 分 す る 理 由			
連 絡 先			
備 考			

備考：用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏 面)

注意事項

- 1 「立木等の種類・数量」の欄には、「種類」については、立木等が特定できるような事項を、「数量」については、移転又は処分する個数、重量等を記載する。(例えば、具体的な立木、土地に定着する物件(採取期の果実、土地に定着した機械・設備等(家屋を除く。))の種類と個数、重量等)
- 2 「所在する場所」の欄には、その位置が特定できるような事項を記載する。
なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内若しくは同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内又は同法第77条の2に規定する展開予定地域内に限る。
- 3 「移転・処分の内容」の欄には、具体的な移転又は処分の内容を記載する。(例えば、「(移転先を記入)へ移転」(移転の場合)、「伐採」(処分の場合))
- 4 「移転・処分する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、移転・処分する目的、必要性等について記載する。
- 5 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

注：1 立木等とは、立木、民法(明治29年法律第89号)第242条ただし書によつて独立の所有権の客体と認められたもの、第三者が所有権を取得した採取期の果実、土地に定着した機械・設備等、土地とは独立の物件と認められるものを指す。

なお、民法第242条本文の適用を受けた土地の従物、雑木、排水溝、石垣等土地の構成部分と考えられるものは、「土地の使用」(別表第13その2)の対象とする。

- 2 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する立木等の移転・処分が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。

別表第十三その七（第八十六条の七関係）

文書番号
発簡年月日

(都道府県知事) 殿

〔防衛大臣〕
〔方面総監等〕

印

処 分 要 請 書
(家 屋 の 形 状 変 更)

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第4項の規定に基づき、同条第1項本文の規定の例により、次のとおり家屋の形状変更に係る処分を要請する。

所在する場所	
形状変更の内容	
形状変更する理由	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏 面)

注意事項

- 1 「所在する場所」の欄には、形状を変更しようとする家屋の住所を記載する。
なお、当該家屋は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内に所在するものに限る。
- 2 「形状変更の内容」の欄には、変更する部位等の名称、位置、範囲等を記載する。
- 3 「形状変更する理由」の欄には、秘密保全に十分配慮しつつ、形状変更する目的、必要性等について記載する。
- 4 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

注：1 「家屋の形状変更」とは、原状を回復し得る範囲内で家屋の現にある状態を変化させることであり、例えば、当該家屋の窓、戸、壁、屋根や二階部分等に変更（除去を含む。）を加える場合を指す。原状回復ができないような変更とは、従来用いた目的に供することを著しく困難にする場合などがある。

- 2 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する家屋の形状変更が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。

別表第十四（第八十六条の十関係）

		文 書 番 号 発 簡 年 月 日
(都道府県知事) 殿		
		〔防 衛 大 臣〕 〔方 面 総 監 等〕 印
公 用 令 書 交 付 前 通 知 書		
防衛出動時の物資の収用等に関し、次のとおり自ら行うこととしたので、自衛隊法（昭 第103条第1項ただし書 和29年法律第165号）第103条第3項においてその例によるとされている同条第1項ただし書 第103条第4項においてその例によるとされている同条第1項ただし書 の規定に基づき、通知する。		
事 由	☐ 処分要請書（文書番号。発簡番号）により要請したが、事態に照らし緊急を要するため。 なお、本通知をもって、当該処分要請書による要請は取り消すこととする。 ☐ その他、事態に照らし緊急を要するため。（具体的には、 ）	
種 類		
数 量		
範 囲		
場 所		
内 容		
期 間		
期 日		
連 絡 先		
備 考		

備考：用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏 面)

注意事項

- 1 「事由」の欄には、欄中の該当するものにチェックを入れ、必要に応じ、具体的に記載する。
- 2 「種類」の欄には、「施設の管理」については、「病院」、「診療所」、「自動車整備工場」、「造船所（ドック又は引揚船台に限る。）」、「港湾施設（係留施設及びこれに付帯する荷さばき施設に限る。）」、「航空機又は航空機用機器を整備するための施設（飛行場にあるもの又は飛行場に隣接するものに限る。）」又は「自動車、船舶又は航空機に給油するための施設」のいずれかの該当するものを、「土地、家屋、物資の使用」については、土地、家屋又は物資が特定できるような事項を、「物資の収用」又は「取扱物資の保管」については、物資が特定できるような事項を、「立木等の移転・処分」については、立木等が特定できるような事項を記載する。
- 3 「数量」の欄には、「施設の管理」については、施設の数量などを示す場合には、具体的な施設の種類と数量（例えば、「ガソリンスタンドを（数量）」、「自動車整備工場を（数量）」）を、「物資の使用、保管又は収用」については、使用、保管又は収用する物資の個数、重量等を、「立木等の移転・処分」については移転又は処分する個数、重量等を記載する。
- 4 「範囲」の欄には、「施設の管理」については、施設の特定の箇所を示す場合には、具体的な施設の名称及び管理する箇所（例えば、「病院の 棟全部／ 棟 階から 階まで」）を、「土地、家屋の使用」については、土地、家屋の特定の箇所を示す場合には、具体的な使用する箇所（例えば、「 番地 号から 号まで」、「 倉庫の全部／ 階」）を、土地、家屋の広さなどを示す場合には、具体的な土地、家屋の種類と広さ（例えば、「広さ ヘクタールの更地」）を記載する。
- 5 「場所」の欄には、住所及び対象が明確になる又は特定できるような事項を記載する。
なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内に限る。
- 6 「内容」の欄には、「施設の管理」、「土地、家屋、物資の使用」、「取扱物資の保管」、「物資の収用」、「立木等の移転・処分」又は「家屋の形状変更」のいずれの処分であるかについて、及びその処分の具体的な内容について明確になるように記載する。
- 7 「期間」の欄には、処分の開始及び終了の期日（終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、開始から一定の期間後の特定した日）を記載する。
- 8 「期日」の欄には、物資の収用を行う期日を記載する。
- 9 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。
- 10 該当がない欄は、空欄とし、又は斜線を引く。

注：1 土地とは、民法（明治29年法律第89号）第242条本文の適用を受けた土地の従物、雑木、排水溝、石垣等土地の構成部分と考えられるものを含む。

立木等とは、立木、民法第242条ただし書によつて独立の所有権の客体と認められたものであつて、第三者が所有権を取得した採取期の果実、土地に定着した機械・設備等、土地とは独立の物件と認められるものを指す。

2 「家屋の形状変更」とは、原状を回復し得る範囲内で家屋の現にある状態を変化させることであり、例えば、当該家屋の窓、戸、壁、屋根や二階部分等に変更（除去を含む。）を加える場合を指す。原状回復ができないような変更とは、従来用いた目的に供することを著しく困難にする場合などがある。

3 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する施設、土地、家屋、物資、立木等について処分が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整する。

別表第十五（第八十六条の十四関係）

		文 書 番 号 発簡年月日	
(都道府県知事) 殿			
		〔 防 衛 大 臣 〕 〔 方 面 総 監 等 〕	
		印	
受 領 確 認 書			
処分要請書（文書番号。発簡年月日）により要請した処分について、 年 月 日 裏面のとおりに受領したので確認する。公用令書の内容と相違がある場合には、以下の連絡先 まで連絡されたい。			
連 絡 先			
所 属		官 職	
氏 名		電 話 番 号 等	

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

(裏 面)

(受領を確認した内容)

種 類	【管理する施設の種類】 病院 診療所 自動車整備工場 造船所(ドック 引揚船台) 港湾施設(係留施設 係留施設に附帯する荷さばき施設) 航空機又は航空機用機器を整備するための施設(飛行場にあるもの又は飛行場に隣接するものに限る。) 給油するための施設(自動車用 船舶用 航空機用) 【使用する土地・家屋・物資の種類】 更地 農地 臨港交通施設(駐車場 ヘリポート) 住宅 店舗 工場 倉庫 港湾の旅客施設(待合所 宿泊所) 港湾の保管施設(倉庫 野積場) 空港のターミナルビル(旅客 貨物) 車両(具体的に) 機械器具(具体的に) その他(具体的に) 【保管を命ずる取扱物資の種類】【取用する物資の種類】 医療品(具体的に) 燃料(具体的に) 建築用資材(具体的に) 食料(具体的に) その他(具体的に)
数 量 (物資)	k l k g トン 本 個 箱 両 その他(具体的に)
内 容 ・ 範 囲 (施設・土地等)	全部 一部(棟 階 号室から 棟 階 号室まで(その他具体的に)) 土地の面積() 施設・家屋の数量() その他(具体的に)
備 考	

注1 該当するものに○を付け、又は該当しないものに取消線を引くほか、必要な事項を記載すること。

注2 備考の欄は、補足となる事項その他参考となる事項を記載する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。